

児 童 福 祉（こども家庭局（こども未来課・幼児保育課））

1. 鳥取市子ども・子育て支援事業計画

鳥取市次世代育成基本計画を引き継ぎ、平成27年3月に策定した鳥取市子ども・子育て支援事業計画（第1期：計画期間 平成27年度～平成31年度）の計画期間終了に伴い、令和2年3月に第2期計画（令和2年度～6年度）を策定、令和5年3月に一部改訂を行った。「子ども 親 地域が輝く子育て応援都市 とっとり」の下に、関係各課と連携を図りながら、教育・保育の提供体制の確保や、子どもを生み育てやすい環境づくりに必要な様々な施策に取り組む。

2. 保育施設の運営

(1) 保育施設の状況（R5.4.1現在）

区 分	種別と対象児童	施設数	定員	入所児童数
公 立 保 育 園	児童福祉施設 (0歳から就学前児童)	22施設	2,150名	1,507名
公設民営保育園	〃	1施設	70名	64名
私 立 保 育 園	〃	16施設	2,023名	1,869名
認 定 こ ども 園	児童福祉・教育施設 (0歳～就学前児童)	16施設	1,953名	1,773名
地 域 型 保 育 事 業	小規模保育事業等 (0歳～2歳児)	12施設	191名	123名
合 計		67施設	6,387名	5,336名

(2) 保育園等で実施している子育て支援事業

①延長保育事業

通常の保育時間を超えて、最長で午後7時半（保育園により実施時間は異なる）まで延長して保育をする。料金は保育料階層、利用時間に応じて設定。

②一時預かり事業

保護者の就労や疾病、出産等の理由により一時的に家庭での保育が困難となる場合、週3日を限度として預かり保育を実施する。

・実施施設：11施設

・利 用 料：1日あたり 3歳未満児 2,000円 3歳以上児 1,300円

令和5年度からは、きょうだいで同日時に利用する場合、2人目以降は半額

・利用実績：令和4年度 4,507人

③休日保育事業

保護者の就労形態、病気、入院等により、日曜日又は祝日に家庭で保育ができない場合に、保育を実施する。

・実施施設：1施設

・利 用 料：1日あたり 2,000円（休日保育を利用する代わりに平日通園している保育施設を1日お休みする場合は休日保育の料金は無料）

・利用実績：令和4年度 494人

④地域子育て支援センター

家庭で子育てをしている0歳～5歳までの子育て家庭の遊び・交流の場で、育児の不安や悩みを持つ方への子育て指導、子育て相談など子育てについて幅広く支援を実施。

- ・実施施設：12施設
- ・利用人数：令和4年度 31,474人

(3) 保育料無償化

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化制度が始まり、3歳から5歳までの保育園、認定こども園、幼稚園等を利用する児童の保育料が無償化となるとともに、0歳から2歳までについても市町村民税が非課税世帯の保育料は無料。(副食費は有償)

さらに、多子世帯の経済的負担軽減を図るため、第3子以降の児童についての保育料は無料。

◎3歳未満児の保育料（令和5年度）

階層		児童が属する世帯の階層区分 定 義		保育料（月額）	
				3歳未満児	
				保育標準時間(11h)	保育短時間（8h）
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円
B 1		A階層を除き、市町村民税が	ひとり親世帯等	0円	0円
B 2		非課税の世帯		0円	0円
C 1		48,600円未満	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円
C 2		（均等割のみの場合を含む）		13,600円	12,900円
D 1	a	48,600円以上	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円
		57,700円未満		19,200円	18,200円
D 1	b	57,700円以上	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円
		72,800円未満		19,200円	18,200円
D 2	a	72,800円以上	ひとり親世帯等	7,150円	6,900円
		77,101円未満		23,800円	22,600円
	b	77,101円以上	97,000円未満	23,800円	22,600円
D 3		97,000円以上	133,000円未満	28,000円	26,600円
D 4		133,000円以上	169,000円未満	34,000円	32,300円
D 5		169,000円以上	235,000円未満	40,000円	38,000円
D 6		235,000円以上	301,000円未満	46,000円	43,700円
D 7		301,000円以上	397,000円未満	52,000円	49,400円
D 8		397,000円以上		58,000円	55,100円

3.0・1・2・3子育てひろばの設置

家庭で子育てをしている0歳～3歳までの子育て家庭の遊び・交流の場で、保育士がスタッフとして遊びを提供し、子育ての不安や悩みの相談等に応じている。

9：30～16：00 日曜、祝日、年末年始 休館

- ・利用人数：令和4年度 7,425人

4. 児童館

児童館は、18歳未満のすべての子ども及びその保護者を対象に、遊びを通して、子どもの健康の増進と豊かな情操を育む施設。

- ・施設数 12館 ※一般社団法人「ともに」に指定管理委託。(H 31年度～R 5年度)

- ・利用人数：令和4年度 45,535人

5. 病児・病後児保育事業

児童が病気または病気回復期であり、保護者の就労や病気、冠婚葬祭等により家庭で保育ができない

場合に、預かり保育を実施する。

区分	施設名	利用料（同一世帯内）	備考
病児保育	病児保育室 キッズルームこぐま	（1人目）初回 2,500円/日、 同一月2回目以降 1,000円/日 （2人目以降）初回 1,200円/日、 同一月2回目以降 500円/日	せいきょう子どもクリニック内
	病児保育室とくよし さかえまち		
	病児保育室とくよし こやま		
	コモド第三保育園瓦町		小規模保育事業所との 複合施設
病後児保育	にじっこルーム	500円/日	鳥取市立病院内
	病後児支援センター たんぽぽ		ひかり保育園内
	病後児支援センター かもめ		すくすく保育園内

・利用料：上記のとおり。ただし、生活保護世帯は無料。

・利用実績：令和4年度 2,551人

※H31年4月から広域利用を開始（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、新温泉町、香美町（R2年4月から））

6. ファミリー・サポート・センター事業

保育園の送迎、放課後の児童預かり等の育児援助を受けたい人（依頼会員）と育児援助を提供できる人（提供会員）を会員として、会員相互に援助活動を行うことにより、育児負担の軽減、仕事と家庭の両立を図っている。 ※社団法人鳥取市社会福祉協議会に事業委託。

	会員数	活動件数
令和4年度	1,028人	665回

7. 児童手当

児童を養育している人に手当を支給することにより、各家庭における子育て費用の負担軽減を図り、児童の健全育成につなげている。

区分	所得制限未満の受給者	所得制限以上の受給者
0～3歳未満	1人につき月額：15,000円	1人につき月額：5,000円
3歳～ 小学校終了前	第1子、第2子 1人につき月額：10,000円	
	第3子以降 1人につき月額：15,000円	
中学生	1人につき月額：10,000円	

・児童数 令和4年度： 19,516人

8. 子育て支援カード事業

協賛企業等の協力のもと、カード提示者に対する商品購入金額割引、粗品進呈といったサービスを行なうことで、多子世帯の家計負担の軽減を図り、子どもを生きやすく、子育てしやすい街づくりを進めている。

また本サービスの実施により協賛企業の周知を行い、企業のイメージ向上を図る。

・対象：鳥取市内にお住まいの就学前の子どもを含む3人以上の子どもがいる家庭の保護者

- ・内容：「とりっこカード」を協賛企業で提示することで各種サービスを受けることができる。
- ・協賛企業：こども未来課に申請、審査後に認定。

	新規発行数	延登録者数	協賛企業数
令和4年度	214枚	1,357人	922店

9. 子ども第3の居場所事業

生活や学習等の環境に困難を抱える子どもに対し、安心して過ごせる場所を提供することで、子どもの生活習慣・学習習慣の定着を図り、子どもの自立促進、貧困の連鎖の断ち切りを目指している。

- ・利用実績：令和4年度 14人（最大利用時）

幼 児 教 育（幼児保育課）

1. 市立幼稚園の運営と私立幼稚園等

(1) 幼稚園の現状（R5.4.1現在）

区 分	施設数	定員	児童数
市 立 幼 稚 園	3施設	210名	120名
私 立 幼 稚 園（新制度）	1施設	60名	40名
認定こども園（幼稚園分）	－	806名	571名
合 計	4施設	1,076名	731名

(2) 幼稚園で実施している子育て支援事業

①市立幼稚園休日保育事業

土曜日、学年始休業日、夏季休業日、学期間休業日、冬季休業日及び学年末休業日において保護者の就労、傷病、入院等により家庭における保育が困難な場合に実施する保育サービス。

②私立幼稚園助成

子ども子育て支援法に基づく新制度に移行していない私立幼稚園（旧制度）における幼児教育の振興を図るため運営費の一部を助成する。

【対象】 令和4年度 2施設

ひとり親家庭福祉（こども未来課）

1. 母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員を2名配置（R2.4月増）し、母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の相談に応じ、各種支援や情報提供を行い、自立を促進。

- ・相談件数：令和4年度 1,091件

2. ひとり親家庭自立支援給付金事業

(1) 高等職業訓練促進給付金（対象：ひとり親世帯の父母）

看護師、保育士等の国家資格等取得養成期間の修学期間中の給付金

- ・給付人数：令和4年度 16人（高等職業訓練促進給付金）

7人（修了支援給付金）

(2) 自立支援教育訓練給付金（対象：ひとり親世帯の父母）

医療事務、介護福祉士等の資格取得講座の受講料の6割相当を給付

・給付人数：令和4年度 5人

3. 児童扶養手当

父親又は母親のいないひとり親家庭に手当を支給することにより、生活の安定及び自立を促進。

18歳未満の子（18歳到達の年度末まで）を養育する父、母又は養育者に対して手当を支給するもの。

(R 5.4.1 現在)

区 分	全部支給	一部支給
児 童 1 人 の と き	月額 44,140円	月額 44,130円～10,410円の範囲
児 童 2 人 の と き	月額 54,560円	月額 54,540円～15,620円の範囲
児 童 3 人 以 上 の と き	3人目から児童1人につき3,130円～6,250円の範囲で加算	

※所得制限あり（加算額は、各家庭の所得に応じて決定）

・受給者数 令和4年度 1,473人

4. 災害遺児手当の支給

児童の保護者が交通事故や災害等で死亡、重度障がいになったときに支給する。（児童1人につき月額2,000円）

・受給者数 令和4年度 27人

5. ひとり親家庭入学支度金の支給

ひとり親家庭の児童が、小中学校に入学するときに、児童1人当たり10,000円を支給する。

・受給者数 令和4年度 小学校55人 中学校入学65人

6. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親、寡婦を対象に、経済的自立の助長と児童の福祉を増進するため、低利息又は無利息で修学資金等必要な貸付を行う（中核市移行により県から移管）

・貸付件数：令和4年度 5件

7. ひとり親家庭学習支援事業

経済的な理由から学業や進学環境が十分ではないひとり親家庭の児童に学習の場を提供するとともに、学習支援を行う。

【内容】学習塾に委託し、市内3か所（さわやか会館、岩倉地区公民館、湖山地区公民館）で中学生を対象に週2回学習指導を実施

【実績】令和4年度：89人

養育支援並びに児童虐待の防止及び対応

(こども家庭相談センター)

児童家庭相談に応じ援助を行う。また、児童虐待の未然防止及び早期発見に積極的に取り組み、関係機関と協力しながら必要な支援活動を行う。

また、家庭その他からの相談、通告の窓口となるとともに、要支援児童、要保護児童及び特定妊婦に関する相談や調査、関係機関との連絡調整を行う。

令和4年度相談件数

相談種別	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重度心身障がい	知的障がい	自閉症等	くぐり行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ		
件数	24	338	51	0	0	0	0	0	0	1	1	8	4	0	8	1	436

1. 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を行うため、関係機関の間で情報や考え方を共有し、連携して対応を図るための協議を行う。

① 代表者会議

関係機関の共通認識を図るとともに要保護児童等に関するシステム全体の検討

② 実務者会議

支援ケースの総合的な把握、個別支援会議の課題の調整、啓発活動情報交換

③ 個別支援会議

個別事例の状況把握、支援策の検討、役割の確認、キーパーソンの明確化等

2. 養育支援訪問事業

業務内容

① 特定妊婦で特に継続的支援を要する家庭への相談・支援

② 産褥期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の支援

③ 未熟児や多胎児等に対する育児相談・支援

④ 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・支援

⑤ 若年の養育者に対する育児相談・支援

⑥ 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

3. 妊娠・出産包括支援事業

妊産婦等の支援ニーズに応じ、次の4つの事業による妊娠から出産・子育て期までの切れ目ない支援を包括的に行い、安心して妊娠・出産・育児が行えるようにする。

① 母子保健相談支援事業

妊産婦で体調不良や育児不安があるなど手厚い支援を要する妊産婦の相談に応じ、支援のコーディネートを行う。

② 産前・産後サポート事業

妊産婦の悩みや子どもの発達・養育等の相談に応じるとともに、啓発用資料の作成、地域支援者向けの研修会を企画・実施する。

③ 産後ケア事業（母子ショートステイ）

心身の不調や育児不安等がある授乳や沐浴等の育児手技の習得が必要な産婦と生後4か月未満の乳児に対し、最長7日間の母子宿泊ケアを提供する。

④ 産後ケア事業（母子デイサービス（通所型・訪問型））

心身の不調や育児不安がある授乳や沐浴等の育児手技の習得が必要な産婦と生後4か月未満の乳児に対し、1回4時間、月2回を限度に日帰りケアを提供するとともに、産婦の心身の休養を目的とした乳児のケアを行う。

4. 子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童等に対し、次の事業により支援を行う。

① ショートステイ事業

保護者が疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急に母子を保護する場合などに、一時的に養育・保護する。（鳥取こども学園、青谷こども学園、里親に委託）

② 平日日帰りステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、平日の日中において家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一時的に養育・保護する。（鳥取こども学園、青谷こども学園、里親に委託）

③ トワイライトステイ事業

保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭における児童の養育が困難となった場合に、その児童を通所させ、生活指導、食事の提供などを行う。（鳥取こども学園、青谷こども学園、里親に委託）

5. 親と子のすこやか推進事業

強い育児不安や育児困難感を抱える親が集まり、いろいろなワークやプレイバックシアターの技法を取り入れて、お互いを大切にしたコミュニケーションや体験を通じて自己肯定感を高めることで、安心して子育てが行えるように支援を行う。（月1回年12回実施）

6. 妊娠SOS相談

専任保健師を配置し、メール及び専用電話で予期せぬ妊娠等の相談を受ける。

7. 子育て相談ダイヤル

専任相談員を配置し、専用電話で育児に関する様々な悩みの相談を受けるとともに、児童福祉に関する情報提供を行う。

8. 家庭・女性相談員の設置

こども家庭相談センターに家庭・女性相談員を3名配置し、子育てや家庭内の問題に関する相談業務、

DV被害者に対する支援を行う。

9. ヤングケアラー・コーディネーターの配置

こども家庭相談センターにヤングケアラー・コーディネーターを2名配置し、関係機関と連携しながら、本人や保護者等に寄り添い必要な支援へつなぐ。

10. 母子生活支援施設「つくし」の運営

満18歳までの児童を養育している母子家庭で特別の理由のある母子に住居を提供し、これらの方々の就労、生活支援を行う。(指定管理 鳥取福祉会)

11. 助産施設の設置

入院の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院による出産ができない方のための助産施設。(鳥取赤十字病院、鳥取県立中央病院)

児童の発達に関する相談及び支援 (こども発達支援センター)

発達上の困難を抱える乳幼児期から18歳未満までの児童とその保護者に対し、福祉と教育が一体となって、ライフステージに合わせた切れ目のない一貫した総合的な支援を行う。

発達支援係

1. 発達に関する相談

児童の発達に関する保護者の心配事に対し、来所、電話又は訪問等による相談を受ける。また、保健師や保育者、医療・療育関係機関との連絡、調整を行う。

令和4年度相談件数

(人)

相談種別	養護相談		保健相談	障がい相談						育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	性格行動	不登校	適正相談	育児・しつけ		
延人数	0	0	0	5	6	3	1	5	1,572	0	1	0	1	9	1,603

2. 心理発達相談

心理相談員による児童の発達確認や発達検査等を行うとともに、子育ての中での困り感を聴取し、児童の特性に合わせた対応や必要な療育等の情報提供を行う。

3. 保育訪問相談

心身の発達の支援が必要な児童及び保育上の配慮が必要な児童に対し、発達支援コーディネーター等の専門員が各保育所、幼稚園等を訪問し、対象児童の発達支援及び保護者支援の充実を図る。

4. 鳥取市発達支援保育指導委員会の開催及び巡回指導

鳥取市障がい児等保育実施要綱に規定する発達支援保育指導委員会の開催及び委員による年2回（前期、後期）の保育所等への訪問を行い、保育所等における保育の観察及び助言指導と、障がい児等の経過観察等、適切な保育の支援を行う。

5. 5歳児発達相談事後相談・支援

5歳児発達相談後に子育てや心理発達、保育・教育相談が必要な児童とその保護者を対象に、個別の相談を実施し、児童の発達理解を深め、支援につなげる。また、必要に応じて児童の就学移行支援を行う。

6. 親子通所療育

発達上の困難を抱える児童と保護者に対し、親子で遊ぶ体験や基本的な生活習慣の獲得のための取り組みを提供する中で、保護者が児童との関わり方を学び、児童の発達の特徴を理解する場とする。

7. 小集団療育

5歳児発達相談後に経過観察が必要な児童及び保育所、幼稚園等の大きな集団での活動に困難を抱える児童を対象に、児童の特徴をふまえた小集団での療育を実施する。また、保護者同士のつながりを持つ場として保護者交流会を持ち、児童との関わりや心配なこと、就学に向けての情報交換等を行う。

8. 親の会の支援

発達上の困難を抱える児童を持つ親の集いを開催し、学校や友人関係等の情報交換や交流の場とする。

9. 発達支援に関する支援者等研修会

児童を支援する施設の支援者を対象とした支援者向けの研修会と市民を対象とした情報発信や障がい福祉を地域と共に考える機会として研修会を実施する。

10. 関係機関とのネットワークづくり

鳥取市こどもの発達支援ネットワーク推進会議の開催

発達障がいやその疑いのある児童の、各ライフステージに対応する一貫した支援体制の推進について検討する。主に、福祉と教育が一体となった切れ目のない発達支援体制の充実に向けた取組について関係機関と協議する。

特別支援教育係

1. 教育相談・支援

小学校入学前の年中、年長期から、18歳までの児童及び保護者に対して、就学に関することや学習面や行動面の学校生活に関する相談を来所、電話または訪問等により受ける。

令和4年度相談件数

(人)

相談種別	いじめ	就学相談	情緒行動	ひらがな指導	学習関係	進路関係	交友関係	行き渋り	不登校	にじの教室	すなはま	対教師関係	生徒指導	親子関係	その他	合計
延人数	8	1,217	298	29	106	0	5	25	39	198	1	78	0	6	163	2,173

2. 早期からの教育相談

就学相談員が、特別な支援を必要とする児童及び保護者に対して、早期から就学に関する情報提供や教育相談を行い、園と学校をつなぐ柔軟できめ細やかな就学移行支援を行う。

3. 就学前小集団活動

小学校入学時に必要なスキルやルールを学ぶ機会をつくり、学校生活への不安軽減を図り安心して就学を迎えることができるように支援を行う。

4. 就学移行に関する相談

幼児期から学齢期に移る上での一貫した支援を行うために作成した「育ちをつなぐ（R4.4改訂版）～就学移行期の支援の進め方～」の内容を関係機関で共有し、児童及び保護者の相談支援を行う。また、教育機関等との支援内容に関する協議を行いながら支援を継続する。

5. T式ひらがな音読支援

ひらがな読みが困難な児童を早期発見し、支援することを通して、音読の改善や学びにくさの軽減を図り、「学力向上」と「不登校の未然防止」の一助とする。

6. 関係機関との連携

園訪問や就学相談を行う園支援、学校見学同行や移行支援会議・フォロー会議参加による学校支援を行い、移行支援の充実を図る。また、関係機関主催の事業や研修会に参加・協力し連携を強める。

児童発達支援センター若草学園（こども発達支援センター）

1. 児童発達支援センター「若草学園」の運営

発達支援の必要な幼児に対して、生活自立を目指して、一人ひとりの発達に応じた集団又は個別での療育を実施する通園施設。

定員30名。

2. 日中一時支援事業

障がい児の日中の活動の場を確保し、その家族の就労等を支援する。

令和4年度事業実績

事業名	延人数
日中一時支援事業	2,391人

3. 障がい児等地域療育支援事業

発達支援の必要な児童に対し、外来及び保育所等の訪問による相談・指導を実施する。

令和4年度事業実績

事業名	延人数
外来療育指導事業	777人
訪問療育指導事業	85人
施設支援指導事業	53園

4. 相談支援事業所わかくさの運営

障がい児福祉サービスを利用する者に対する相談・支援、利用計画の作成を行う。

令和4年度相談支援事業の主な内容と件数

業務名	延人数
サービス利用の相談、計画の作成等	51人
利用計画の見直し等	99人

保健所概要・一般業務（保健総務課）

1. 保健医療福祉連携強化の取組

(1) 外部の専門家と連携した取組

- ①鳥取県立中央病院地域医療支援評議会への参加（4回）
 - ・地域委員、病院側委員で構成される評議会に委員として参加
 - ・鳥取県立中央病院が地域医療推進のために必要な支援業務について検討
- ②鳥取赤十字病院地域医療支援病院運営協議会への参加（3回）
 - ・医療関係団体、行政機関等の代表者で構成する協議会に委員として参加
 - ・鳥取赤十字病院が地域医療推進のために必要な支援業務について検討
- ③鳥取市立病院地域医療支援病院運営委員会への参加（4回）
 - ・医療関係団体、行政機関等の代表者で構成する委員会に委員として参加
 - ・鳥取市立病院が地域医療推進のために必要な支援業務について検討

(2) 市行政内部での取組

- ①市民医療講演会の開催（市立病院主催、保健総務課・健康・子育て推進課共催）
 - ・市民の健康づくりを目的に開催した。（8回）
 - ・市立病院、鳥取市の共同開催により、「地域包括ケアシステムシンポジウム」を開催し、取組や課題について講演を行った。

第1部 ○テーマ：在宅看取りとは？「うちげでいきたい」の制作秘話

講師：孫 大輔 医師（鳥取大学医学部 地域医療学講座 講師）

第2部 ○テーマ：在宅医療に関わる発表

講師：佐々木修治 医師（在宅ケアクリニック米子）

藤田 良介 医師（とっとり在宅ケア・漢方クリニック）

内田 千公 看護師（訪問看護ステーションかけはし）

原田 麻里 医療ソーシャルワーカー（鳥取市立病院）

2. 鳥取市医療看護専門学校の状況

令和3年度に、新たに医療福祉総合学科が新設された。看護学科については、第5期生が卒業し市内医療機関への就職につながっている。

《令和4年度入学生の状況》

設置学科	学科名	内容	入学者数	／	定員数
	・看護学科	(昼間・3年制)	78名	／	80名
	・理学療法士学科	(昼間・3年制)	40名	／	40名
	・作業療法士学科	(昼間・3年制)	29名	／	40名
	・医療福祉総合学科	(昼間・2年制)	11名	／	40名
		合 計	158名	／	200名

3. 衛生統計事務

調査名	調査目的	令和4年度実績
人口動態調査	人口動態事象（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	毎月報告
国民生活基礎調査	国民生活の基礎的事項を把握し厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の親標本を設定するために実施。	調査日：6月2日 調査地区数：38地区 (4町：8地区)
社会保障・人口問題基本調査	人々の生活、家族関係と社会経済状態、社会保障制度の果たしている機能を把握し、行政施策の基礎資料を得る。	調査日：7月1日 調査地区数：1地区 (4町：0地区)

4. AED設置管理事業

①設置台数

設置台数：234台（令和5年3月末日時点）

上記のうち貸出可能台数：3台

②設置場所

- ・市役所各関係施設
- ・各総合支所
- ・生涯学習施設
- ・各地区公民館
- ・スポーツ施設
- ・文化観光施設
- ・各市立小学校
- ・各市立中学校
- ・各市立保育園、幼稚園 等

③屋外設置

平成25年10月、「AED屋外設置に係る方針について」を定め、施設が閉まっている夜間及び休日等もAEDが使用できるように体制を整備

令和4年度末現在、9施設について屋外設置実施

5. 熱中症予防啓発

①鳥取市公式ウェブサイトによる注意喚起

5月から9月の間、鳥取市公式ウェブサイトに熱中症に関する啓発記事を掲載

【掲載内容】

- ・「暑熱順化」の呼びかけ
- ・熱中症の基礎知識、予防方法
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」における熱中症予防
- ・鳥取県が発令する熱中症警報等の情報、熱中症による救急搬送件数
- ・鳥取市の暑さ指数（WBGT） など

②鳥取市報・広報誌による注意喚起

市報6月号、7月号、8月号、民間企業の広報誌による注意喚起

③鳥取市ケーブルテレビ（ぴょんぴょんネット）による啓発

文字画面放送及び鳥取市広報番組内での啓発・注意喚起

④鳥取市公式LINEによる啓発・注意喚起

⑤保健所内に熱中症予防啓発コーナーを設置

⑥地域での取り組み

- ・各地域での健康教育や健康相談会場における啓発
- ・市内小中学校、保育園、幼稚園に対しての注意喚起
- ・市内高齢者関連施設、職員に対しての注意喚起
- ・市内障がい者関連施設、職員に対しての注意喚起
- ・健康づくり地区推進員、民生委員・児童委員を通じ、訪問や地区活動における啓発

⑦庁内における横断的連絡体制の整備（令和5年度新規）

- ・各部署の担当者による熱中症対策会議の開催
- ・各部署における熱中症対策の実績の集約

⑧「令和5年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」による熱中症予防対策の取組の強化（令和5年度新規）

- ・独居高齢者の屋内における熱中症対策
- ・クールシェルターの取組の強化
- ・熱中症予防対策啓発動画の作成

6. 地域保健医療推進事業

事業概要	実績等
鳥取県東部保健医療圏の地域保健医療協議会及び地域医療構想調整会議を開催し、保健医療計画の策定及び推進に関する協議、地域医療構想推進のための協議を行う。 (令和5年度鳥取県医療介護総合確保基金（医療）の圏域要望に係る提案及び対応方針等について協議を実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・東部保健医療圏地域保健医療協議会全体会議及び医療提供部会合同会議兼地域医療構想調整会議：2回（うち書面開催1回） ・へき地・救急医療部会：未開催 ・健康づくり部会：1回 ・第2回医療政策研修会/地域医療構想アドバイザー研修会(厚労省主催)の参加：1回(Web開催)

7. 在宅医療介護連携事業

事業概要	実績等
東部医師会に「在宅医療介護連携推進室」を設置し、行政と医師会が協働して、国が示す8項目の事業に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーター養成研修：1回 ・東部地区在宅医療介護連携推進協議会、ワーキング等への参画

8. 保健師等教育研修事業

事業概要	実績等
本市、東部圏域の町及び県の公衆衛生に従事する保健師等を対象に地域保健技術向上のための研修会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・東部圏域地域保健技術研修会：0回 ・初任期保健師事例検討会：3回 ・初任期保健師情報交換会：1回 ・乳幼児健診従事者研修会：2回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により研修会の回数減

9. 受動喫煙防止対策事業

事業概要	実績等
健康増進法の改正により受動喫煙防止対策が強化され、令和元年7月から第一種施設(行政機関等)が原則敷地内禁煙に、令和2年4月からは第二種施設(第一種施設以外の、多数の者が利用する施設)が原則屋内禁煙になった。 望まない受動喫煙を防止するため、正しい知識の普及啓発や相談対応、現地確認等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止に係る相談対応：17件 ・現地確認：5件 ・世界禁煙デーや健康増進普及月間にあわせ、啓発物展示や市報掲載など啓発を実施 ・イベントでのブース出展(イオン鳥取店開催) ・食品衛生責任者講習会での啓発 ・鳥取県受動喫煙防止対策支援事業補助金(申請書受理・進達 0件)

10. その他

①森永ひ素ミルク中毒被害者支援関係事業

事業概要	実績等
森永ひ素ミルク中毒事件被害者が生涯健康に生活できるよう行政協力を行う。支援団体である公益財団法人ひかり協会と連携し、被害者救済事業を行うため会議等を開催するとともに、事件の風化を防ぐため、関係する職員に伝達を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市行政懇談会：1回(行政協力要請内容に対し書面回答) ・鳥取市中間協議：0回 ・全国担当係長会議：1回

②健康づくり応援施設事業

事業概要	実績等
健康づくり(運動・食事)に積極的に取り組む施設・団体・個人を「健康づくり応援施設(団)」に認定し、地域の健康づくりに協力して取り組んでいただく。	健康づくり応援施設(運動・食事) 令和4年度新規認定：0件

③災害医療対策

事業概要	実績等
<p>東部圏域（1市4町）の災害時の医療救護を担っており、救急医薬品等の備蓄と、必要物資の供給体制、医療救護活動に迅速に対応できる体制を平時から訓練するとともに、関係者の研修受講を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ DHEAT基本研修：1回（Web開催） ・ 災害時透析医療ネットワーク意見交換会：1回（Web併用） ・ 鳥取県災害医療コーディネーター研修会参加：1回（Web会議） ・ 鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会参加：4回、鳥取空港消火救難訓練参加：1回 ・ 災害用備蓄品、災害用備蓄医薬品等の補充 ・ 損害保険加入 ・ 災害時の保健所等の役割に関する研修：1回

保健事業一覽 (健康・子育て推進課、健康・子育て推進課健診推進室)

1. 母子保健事業

対象	健康診査等	家庭訪問	健康教育・健康相談	圏域事業
妊婦	母子健康手帳交付 妊婦一般健康診査 妊婦歯科健診	妊婦訪問	妊婦教室 妊産婦相談	思春期対策 不妊治療費等助成事業
新生児・産婦 乳児期	新生児聴覚検査 産後健康診査 4か月児健康診査	新生児訪問 乳幼児訪問	産後サロン 子育てグループ ☆ゆうゆうとっとり子育てネットワーク 育児相談・心理発達相談	小児慢性特定疾病医療費助成・自立支援事業 歯科保健対策 ・親子のよい歯のコンクール ・フッ化物洗口事業
幼児期	6か月児健康診査 (ブックスタート) 10か月児健康診査	ふれあい学級(りす)	離乳食講習会 アトピーっ子教室・ふたりっこクラブ 幼児食教室	
	1歳6か月児健康診査	ふれあい学級(ぞう)	食育教室 各地区健康教育	
	1歳6か月児追跡観察健診 2歳児歯科健康診査 3歳児健康診査	年少児の発達相談 5歳児発達相談 6歳臼歯保護推進事業	ほほえみ相談・ことばの相談	
学童期 思春期		生活習慣病予防教育 思春期教育	がん対策 (出張がん予防教室) ・歯科保健対策(学童期) ・歯と口腔の健康づくり推進事業 (デンタルプロフェッショナル派遣事業) ・フッ化物洗口事業	

2. 成人保健事業

対象	健康診査等	健康教育・健康相談・家庭訪問	圏域事業
概ね 18歳～	健康診査(医療機関・集団)	一般・病態別健康教育 健診結果説明会	がん対策(出張がん予防教室・がん検診推進パートナー企業) 糖尿病対策(糖尿病予防対策検討会・研修会) 歯科保健対策(協議会・研究会・歯と口腔の健康づくり推進事業(職域・地域における歯周疾患検診促進パイロット事業)) 栄養管理サポート事業
20歳～ (女性)	子宮がん検診(医療機関・集団)	健康相談	
25歳～ (女性)	骨粗鬆症予防検診(集団検診)	家庭訪問	
40歳～	特定健診・特定保健指導 胃・肺・大腸・乳がん検診 (医療機関・集団) 肝炎ウイルス検査 人間ドック、脳ドック ふしめ歯科検診	生活習慣病重症化予防事業	
		自主組織グループ支援活動	
65歳～		地域ふれあい体操普及事業	
		地区組織活動支援 (健推・食推・しゃんしゃん体操普及員)	
		高齢者等歯科対策推進事業	
		高齢者の保健事業と介護 予防の一体的な実施事業	

母子保健事業（健康・子育て推進課）

【目的】 「すべての子どもたちが健やかに育ち安心して子育てできるまち」の実現を目指す。

【目標】 ① 妊娠期からの継続した子育て支援と地域の支援団体のネットワーク化を推進する。

② 乳幼児期からのより良い生活習慣の確立を目指した指導の充実を図る。

③ 乳幼児期から就学までの発達支援体制の充実を図る。

事業名		内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	
母子健康手帳交付 (交付場所での統計)	妊娠届出数		1,229	1,090	3	71	17	5	0	24	9	10	
	多胎		10	9	0	0	0	0	0	0	0	1	
妊婦相談(初回) (転入者含む)	来所(実)		1,222	1,103	3	71	9	5	0	15	6	10	
	電話(実)		55	31	0	3	8	1	0	9	3	0	
栄養食品支給 (対象：非課税世帯等)	妊産婦		10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乳児		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訪問指導	妊産婦・新生児訪問 (乳児家庭全戸訪問含む)	妊婦 実	9	3	0	4	1	0	0	0	0	1	
		妊婦 延	24	4	0	14	5	0	0	0	0	1	
		産婦 実	1,255	840	16	285	18	10	7	51	18	10	
		産婦 延	1,290	860	17	286	19	10	7	63	18	10	
	新生児	実	1,265	836	17	286	18	10	8	51	28	11	
		延	1,290	863	19	287	18	10	8	56	18	11	
	乳幼児訪問 (健診後の個別対応等)	乳児	実	25	16	0	7	0	1	0	1	0	0
			延	39	23	0	8	0	1	0	7	0	0
		幼児	実	77	44	0	26	0	2	2	2	0	1
			延	99	61	0	28	0	3	4	2	0	1
	その他	実	45	22	0	18	1	1	3	0	0	0	
		延	54	29	0	18	1	2	4	0	0	0	
	再掲：未熟児		実	27	17	0	9	0	0	0	1	0	0
	計		実	2,676	1,761	33	626	38	24	20	105	46	23
延			2,796	1,840	36	641	43	26	23	128	36	23	
健康相談	来所相談	妊産婦 延	1,610	1,450	0	76	19	5	0	37	12	11	
		乳幼児 延	2,081	1,978	0	34	6	7	0	35	9	12	
		その他 延	48	23	0	2	0	3	0	6	8	6	
		計	3,739	3,451	0	112	25	15	0	78	29	29	
	電話相談 (歯科保健相談含む)	計 延	1,975	1,472	0	327	15	31	0	89	20	21	
	地域子育て相談 (相談会場での統計)	開催数	90	35	11	11	2	13	0	9	3	6	
		実人員	285	125	22	43	13	34	0	25	7	16	
	延人員	430	142	76	47	13	39	0	67	15	31		

【地区（個別）・施設訪問相談】

妊産婦 延	乳幼児 延	未熟児 延	その他 延	合計
0	19	0	1	20

【小児慢性特定疾病医療費助成件数（審査会審査状況）】

区 分	新規認定		更 新		疾病変更・追加		重症度変更	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
鳥取市	21	32	168	175	2	2	1	3
4 町	5	1	27	30	0	0	0	0

【健康診査】

事業名	内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
6 か月児健康診査	回数	59	35		12	6			6		
	受診者数	1,252	810	17	298	28	16	4	50	17	12
	フォロー数	294	192	5	74	8	5	1	6	1	2
乳児精密健康診査 (精密医療機関委託)	受診者数	68	50		12	2	1	1	2	0	0
ブックスタート (6か月児健診、訪問時配布等)	配布数	1,264	835		302	28	16	4	50	17	12
	配布率	99.6%									
1歳6か月児健康診査	回数	60	36		12	6			6		
	受診者数	1,330	871	16	304	36	13	1	51	20	18
	フォロー数	407	272	7	90	8	4	0	14	9	3
	フッ素 塗布者数	1,267	831	14	291	31	12	1	50	19	18
1歳6か月児精密健康診査 (精密医療機関委託)	受診者数	36	25	0	7	0	0	0	3	1	0
1歳6か月児追跡観察健診	受診者数	129	89		22	1			17		
2歳児歯科健康診査	回数	46	24		12	4			6		
	受診者数	1,185	763	14	275	25	13	3	53	22	17
	受診率	97.5%									
	フッ素 塗布者数	1,149	737	14	268	25	13	3	52	20	17
3歳児健康診査	回数	58	36		12	4			6		
	受診者数	1,345	884	14	320	20	15	3	41	23	25
	フォロー数	399	256	3	107	1	2	1	14	7	8
3歳児精密健康診査 (精密医療機関委託)	受診者数	204	164	0	32	0	0	0	6	1	1

*健康診査は住所地での統計である。

【医療機関委託健診】

【費用助成検査事業】

	妊婦一般 健康診査	妊婦健診時の 子宮がん検診	歯科 健診	産後 健診	乳児健康診査		新生児 聴覚検査
					3～4か月	9～10か月	
受診者数	延 17,294 ※内多胎 実 2 延 2	実 1,258 ※要精検者 24	579	実 1,347 延 2,502	1,244	1,208	1,104 ※要観察者 32

【訪問事業】

①新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業（生後4か月未満対象）含む）

【訪問状況】注）令和2年12月～令和3年11月に出生した児と出生直後の転入者の新生児訪問状況

対象数数	訪問数	訪問率	再掲）他市町への 訪問依頼
1,273人	1,243	97.6%	9人

(未訪問者の状況)

訪問できなかった理由	件数
拒否	12
出生後早期の転出	7
入院中	8
その他	3
合計	30

訪問拒否の状況把握・対応	件数
来所で母子と相談	7
保護者と面談し様子確認	3
保護者や関係者に電話で様子確認	2
合計	12

※未訪問理由のその他3には、施設入所2、産休後復職し、保育園入園のため母のみ来所で面談1

②未熟児訪問指導（令和4年度中の養育医療申請児）

養育医療申請者	家庭訪問
37件（実33人）	26人

未訪問7人

未訪問の状況	人数
入院中・日程調整中	6
訪問拒否	1
合計	7

【発達相談事業】

目的：乳幼児期の発達が気になりな児と保護者を対象に、保護者の不安軽減や児への発達支援を目的とし、医師、心理士、言語療法士による相談を実施している。

①心理発達相談：心理士による相談

来所相談			訪問相談		
回数	実人員	延人員	回数	実人員	延人員
44	44	44	0	0	0

②ほほえみ相談：医師または心理士による相談

	回数	実人員	延人員	相談結果				
				助言	追跡観察	要医療	要療育	要精密
医師	3	5	5	3	2	0	0	0
心理士	3	5	5	0	3	2	0	0

③ことばの相談：言語聴覚士による相談

回数	実人員	相談結果			
		助言	追跡観察	要医療	訓練紹介
4	7	0	6	0	1

④年少児の発達相談：心理士による相談

回数	実人員	相談結果			
		助言	追跡観察	要医療	要療育
7	7	0	5	1	1

⑤5歳児発達相談：医師による相談

回数	実人員	相談結果					心理相談	就学相談	事後紹介 要医療
		健康	助言	追跡観察	医療受診	治療中			
17	53	3	0	36	13	1	27	18	11

【健康教育】

事業名	内 容	内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	
離乳食講習会	離乳食講話と演 実	開催数	43	24		11		4			4		
		延人員	444	337		65		19			23		
食育教室	幼児食教室・サークル	開催数	22	20	0	2	0	0	0	0	0	0	
		延人員	148	138	0	10	0	0	0	0	0	0	
	その他 (保・幼・小中高 その他)	開催数	3	0	0	1	0	0	0		1	0	
		延人員	53	0	0	20	0	0	0		11	0	
地域子育て支援	サークル (地区)	開催数	74	55		12		7					
		延人員	1,017	772		145		100					
	支援センター・ 児童館・人権セ ンター・図書館	開催数	11	4	3	0	0	0	0	0	1	3	0
		延人員	117	54	22	0	0	0	0	0	14	27	0
	その他(ファミサ ポ・シルバー・育 児支援者等対象)	開催数	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		延人員	81	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歯科教育	保育所・ サークル等	開催数	26	19		4	1			1		1	
		延人員	303	211		58	12			11		11	
6歳臼歯 保護推進	歯科医師講話、 指導(各園)	開催園	41	26	1	8	2	1	1	1	0	1	
		年長児	747	462	23	189	4	15	3	17	0	34	
		保護者他	551	330	24	103	21	14	7	17	0	35	
学校保健 関係	講 演 等 (小学校)	開催数	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
		延人員	45	0	0	45	0	0	0	0	0	0	

(地域子育て支援：全市)

事業名	ふたりっこクラブ	アトピーっ子教室	親子教室 ふれあい学級：りす	親子教室 ふれあい学級：ぞう
開催回数	8	2	12	11
延人数	134	41	124	97

(地域子育て支援：支所地域)

事業名	東地域赤ちゃんサロン	南地域親子ふれあい事業	西地域育児セミナー
開催回数	11	3	4
延人数	118	27	84

【地域支援会議】

事業名	内 容	内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	西地域
会 議	地域子育て支援 に関する会議	開催数	40	16	0	17	2	0	0	0	0	2	3
		延人員	418	157	0	197	15	0	0	0	0	12	37

【不妊治療費等助成事業】

(1)国県分

(単位：延件数)

区 分	特定不妊治療助成		一般不妊治療費助成		不妊検査助成		不育症検査費助成	
	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4
鳥取市	640	213	146	18	51	53	2	-
4 町	77	25	20	2	8	4	-	-

(2)市追加助成分

区 分	特定不妊治療助成		一般不妊治療費助成	
	R 3	R 4	R 3	R 4
交付人数	275	128	112	56
延件数	590	177	131	61

(3)市単独助成分

区 分	不育症検査及び治療費助成	
	R 3	R 4
交付人数	4	9
延件数	4	9

歯科保健事業（健康・子育て推進課）

[目的] 歯科保健関係者研修会及び歯科保健推進協議会の開催等により、歯科保健の推進及び人材育成を図る。また、歯と口腔の健康づくり推進事業として学校、事業所等に歯科医師、歯科衛生士を派遣し歯科健康教室を実施し、むし歯予防、歯周疾患の罹患率の低下を図る。

1 デンタルプロフェッショナル派遣事業

- ・鳥取市立東郷小学校 令和4年12月15日（木） 令和5年2月9日（木）
- ・八頭町立船岡小学校 令和4年6月9日（木） 10月27日（木） 令和5年1月26日（木）

2 職域・地域における歯周疾患検診促進パイロット事業

- ・鳥取市内事業所（職域） 実施なし
- ・鳥取市（地域） 実施なし

3 歯科保健対策（8020運動）推進事業

- ・鳥取市歯科保健推進協議会 令和5年2月14日（木）
- ・親子のよい歯のコンクール（地区審査）新型コロナウイルス感染症の影響により中止
- ・東部圏域歯科保健関係者研修会 実施なし
- ・東部圏域歯科保健事業連絡会 実施なし

成人保健事業（健康・子育て推進課、健康・子育て推進課健診推進室）

〔目的〕 「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を図るため、市民が主体的に健康づくりを実践できるように支援する。

〔目標〕 ① 鳥取市健康づくり計画「とっとり市民元気プラン2021」の推進。

② 疾病の予防と健康増進を図る。

③ 各種健診の受診率向上及び事後指導の充実を図る。

（令和5年6月30日現在）

（単位：人）

事業名	内訳	合計	中央	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	
健康診査	特定健康診査	9,493	6,873	493	200	455	259	150	455	187	421	
	高齢者健康診査	5,636	4,125	376	63	249	144	114	192	81	292	
	その他健康診査	293	240	9	1	8	5	6	11	5	8	
	計	15,422	11,238	878	264	712	408	270	658	273	721	
肝炎ウイルス検査	集団	409	340	12	6	18	5	1	14	5	8	
	個別	780	608	43	5	24	20	8	26	16	30	
	計	1,189	948	55	11	42	25	9	40	21	38	
がん検診	胃	集団 X 線	1,944	1,310	87	61	119	66	31	112	37	121
		個別 X 線	357	247	10	13	21	5	4	22	17	18
		個別内視鏡	13,087	10,136	683	169	515	273	211	528	245	327
		計 (受診率)	15,388 26.7%	11,693	780	243	655	344	246	662	299	466
	肺	集団	3,471	2,248	163	140	225	154	95	176	94	176
		個別	13,847	10,495	813	176	486	283	196	566	251	581
		計 (受診率)	17,318 30.0%	12,743	976	316	711	437	291	742	345	757
	大腸	集団	3,737	2,590	163	108	210	139	81	181	80	185
		個別	13,055	9,959	687	179	489	264	187	557	253	480
		計 (受診率)	16,792 29.1%	12,549	850	287	699	403	268	738	333	665
	子宮	集団	3,193	2,327	180	65	134	84	60	159	57	127
		個別	6,891	5,585	307	95	219	112	39	257	130	147
計 (受診率)		10,084 36.2%	7,912	487	160	353	196	99	416	187	274	
(再掲) 同時 体部 後日		274 127	226 100	11 3	- 1	10 6	8 4	1 3	9 5	- 3	9 2	
乳	集団	2,417	1,787	118	47	94	82	43	120	44	82	
	個別	3,167	2,561	128	47	99	47	18	124	54	89	
	計 (受診率)	5,584 29.8%	4,348	246	94	193	129	61	244	98	171	
人間ドック	計	3,150	2,165	156	87	188	73	76	165	85	155	
脳ドック	計	512	383	19	12	32	12	7	15	8	24	
骨	集団	1,141	682	70	32	61	75	38	87	27	69	
特定保健指導	対象者数	943	685	37	27	53	22	18	49	17	35	
	利用者数	302	208	2	11	24	7	12	15	10	13	
	支援別 内訳	積極的	211	158	6	8	10	4	4	8	2	11
		利用者	38	29	-	2	2	-	1	1	1	2
		動機付	732	527	31	19	43	18	14	41	15	24
	利用者	264	179	2	9	22	7	11	14	9	11	

※がん検診の対象者数は、令和2年国勢調査より引用。

※子宮がん・乳がん検診の受診率は、2年に1回の受診率（国の算定方式による）で算出。

※成人の各種健診事業は、中央および各支所ごとの受診人員で表す。

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

事業名			内訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
成人・高齢者	健康教育	地区	回数	314	111	27	15	28	46	39	15	20	13
			延人員	4,558	2,426	218	272	258	480	444	136	160	164
	ブロック	回数	29	-	-	12	5			12			
		延人員	225	-	-	96	73			56			
	保健指導	来所	155	59	7	23	31	8	8	12	0	7	
		電話	371	121	3	54	118	25	5	35	3	7	
	健康相談	回数	216	35	13	31	16	39	59	5	7	11	
		延人員	2,714	1,232	69	274	71	362	582	31	28	65	
	訪問指導	延人員	586	421	5	53	13	10	68	10	3	3	
	地域ふれあい 体操普及事業 (しゃんしゃ ん体操)	継続実施	実施箇所	55	55								
実人員			758	758									
単発実施		回数	46	46									
		実人員	717	717									
栄養改善	健康教育	回数	12	8	-	1	-	2	-	-	-	-	1
		延人員	147	104	-	12	-	20	-	-	-	-	11
	栄養相談	来所	14	14									
		電話	52	52									
歯科保健	健康教育	回数	9	4	-	-	1	-	2	-	1	1	
		延人員	60	34	-	-	7	-	12	-	3	4	
	健康相談	回数	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	
		延人員	11	-	-	-	-	-	11	-	-	-	
	ふしめ	40~70歳	実人員	316	202	6	72	4	5	2	12	4	9
	高齢者 歯科 対策	寝たきり、 高齢者施 設等	訪問(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			施設(回)	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-
施設(人)			78	78	-	-	-	-	-	-	-	-	
精神保健	訪問指導	実人員	112	59	2	12	9	7	9	9	1	4	
		延人員	214	87	22	14	12	25	28	18	4	4	
	来所・電話メール相談	件数	1,278	552	18	42	83	92	41	284	34	132	

健康
こども

栄養改善事業（健康・子育て推進課）

[目的] 健康づくりの基礎となる食生活について、ライフステージに応じた正しい知識の普及を図ることにより、正しい食生活を実践できるように支援し、市民の健康の保持増進につなげる。

1. 母子栄養改善事業

①健康診査（栄養相談）

内訳	区分	6か月児	1歳6か月児	3歳児	計
	回数		60	60	58
延人員		1,248	1,328	1,333	3,909

②健康教育

内訳	区分	離乳食講習会	アトピーっ子教室	妊婦教室	計
	回数		43	2	6
延人員		444	21	67	532

③健康相談及び訪問指導

区分・内訳		相談内容	離乳食	幼児食	その他	計
来所	延人員		146	9	14	169
電話	延人員		69	10	3	82
オンライン	延人員		1	-	-	1

内訳	区分	離乳食講習会後の相談	赤ちゃんサロン後の相談	幼児食教室・サークル後相談	その他母子事業相談	訪問指導
	回数		43	11	8	25
延人員		181	14	28	87	9

2. 成人栄養改善事業

①健康教育

（地域合同事業別）

区分	地域	合計	中央	福部	鳥取東	南部地域	西部地域
糖尿病予防教室		12	1	3	3	2	3
		94	6	14	33	24	17

区分	地域	合計		中央・福部・鳥取東		南部地域		西部地域	
		講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習
精神デイケア		3	-	2	-	1	-	-	-
		14	-	8	-	6	-	-	-

区分	地域		中央		福部		鳥取東		河原		用瀬		佐治		気高		鹿野		青谷	
	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習
糖尿病友の会支援	13	-	1	-	3	-	1	-	1	-	1	-	2	-	2	-	1	-	1	-
	109	-	12	-	38	-	8	-	6	-	8	-	18	-	15	-	2	-	2	-

* 区分の上欄は延回数、下欄は延人員
* 実習はすべて中止した

（全市事業）

内訳	区分	糖尿病食生活教室		適塩イベント	職域健康講座	職域イベント
		講話	実習	講話、展示等	講話	講話、展示等
延回数		4	-	2	3	1
延人員		23	-	232	81	206

②健康相談及び訪問指導

区分・内訳		相談内容							
		生活習慣病	糖尿病	高血圧	脂質異常症	骨粗鬆症	肥満	その他	計
来 所	延人員	2	7	2	-	1	-	2	14
電 話	延人員	5	13	3	1	-	4	26	52

区分	健診結果説明会	総合相談	医療機関より紹介	訪問指導
回 数	11	27	2	2
延人員	110	366	2	2

3. 食育地区組織養成・支援事業

・食育推進員養成講座・教育研修・スキルアップ研修会

事業名	回数	延人員	会場数
養成講座	15	99	2
教育研修	8	215	7
スキルアップ研修会	7	162	7

4. 健康づくり支援事業

①食品表示相談

食品表示法、健康増進法に基づいた食品の適切な広告・表示に関する相談に対応する。

(食品表示関係)

区 分	食品表示相談件数		食品表示指導件数		立入指導件数	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4
鳥取市	133	47	126	47	9	6
4 町	14	12	13	12	5	0

(うち、健康増進法に基づいた相談・指導件数)(再掲)

区 分	誇大表示相談件数		誇大表示指導件数		立入指導件数	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4
鳥取市	12	9	12	9	4	6
4 町	2	4	2	4	2	2

②特定給食施設等指導等

健康増進法に基づく特定給食施設(学校給食センター、老人福祉施設等)等に対し、栄養管理及び衛生管理の見地から必要な指導及び助言を行い、利用者の栄養状態の改善及び健康増進を図る。

(特定給食施設等施設数)

区 分	特定給食施設数(1回につき100食以上)		その他の給食施設数(1回につき50食以上)	
	R3	R4	R3	R4
鳥取市	87	90	34	32
4 町	18	17	9	10

(うち、巡回指導件数)

区 分	特定給食施設数 (1回につき100食以上)		その他の給食施設数 (1回につき50食以上)	
	R3	R4	R3	R4
鳥取市	22	21	6	9
4 町	4	1	-	2

予 防 接 種 事 業 (保健医療課)

1. 予防接種・感染症予防事業

(1) 定期予防接種等の接種状況

(単位：延べ件数、%)

種類	年度	令和	令和	令和
		2年度	3年度	4年度
ロタワクチン 【注1】	1価(2回)	891	1,753	1,747
	5価(3回)	379	1,149	1,094
B型肝炎(3回)		3,990	3,791	3,725
ヒブワクチン(4回)		5,545	5,115	5,000
小児用肺炎球菌(4回)		5,448	5,119	4,992
四種混合1期(4回)		5,560	5,158	4,929
三種混合1期(4回)		-	-	2
二種混合2期		1,580	1,464	1,311
B C G		1,345	1,301	1,236
水痘(2回)		2,763	2,405	2,306
麻しん 風しん 混 合	1 期	1,376	1,274	1,231
	2 期	1,535	1,528	1,387
	接 種 率	94.6%	93.2%	93.0%
日 本 脳 炎	1期(3回)	4,809	2,789	4,819
	2 期	2,120	799	2,498
HPVワ クチン(3回) 【注2】	定期通常	183	796	1,179
	キャッチアップ	-	-	1,322

種類	年度	令和	令和	令和
		2年度	3年度	4年度
風しん 5期 【注3】	風 し ん	2	7	0
	麻しん風しん混合	830	477	281
風しん抗体検査【注3】		2,747	1,366	766
インフル エンザ	65歳以上	40,241	36,919	36,561
	接 種 率	72.6%	66.0%	65.0%
	60～64歳	40	48	36
	接 種 率	50.6%	64.9%	52.9%
高齢者肺 炎球菌 感 染 症	60～64歳	15	6	8
	65歳相当	1,091	1,006	780
	70歳相当	360	218	226
	75歳相当	146	176	223
	80歳相当	206	165	142
	85歳相当	198	124	134
	90歳相当	162	125	104
	95歳相当	64	78	61
	100歳相当	7	14	12
	101歳以上			
合 計		2,249	1,912	1,690

【注1】 ロタワクチンは、令和2年10月1日より定期接種として実施。

【注2】 HPV(子宮頸がん予防)ワクチンは、令和4年4月より積極的な勧奨を再開。定期接種の通常対象者に加えて、積極的な勧奨差し控えにより接種機会を逃した方々に令和6年度までキャッチアップ接種を実施。

【注3】 風しん抗体検査・第5期定期予防接種は、令和元年度から令和6年度までの期間、成人男性を対象に実施。

※ () 内の回数は、ワクチンごとの接種回数。記載のないものは1回接種。

(2) インフルエンザ予防接種等費用助成事業(任意接種)

〈インフルエンザ予防接種〉

(単位：延べ件数)

対象者	年 度	令和	令和	令和
		2年度	3年度	4年度
重度の心身障がい者・ 重症心身障がい児		200	193	183
就学前乳幼児		6,632	5,482	4,307

〈風しん予防接種〉

(単位：人)

種 類	対象者【注4】	妊娠希望の女性※	妊婦の夫	妊婦の同居者	妊娠希望の女性の同居者※
風しん		43	3	0	0
麻疹風しん混合		114	22	0	2

【注4】 ※印の方は風しん抗体価が低いことが要件

〈ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い〉

令和4年4月より実施しているHPVワクチンキャッチアップ接種の対象年齢であって、令和4年3月末までに自費でHPVワクチンの任意接種を受けた方に対して、申請に基づき接種費用の助成を実施。

令和4年度助成件数：43件（18名）

〈新型コロナウイルス感染症に係る予防接種〉

(単位：人)

接種区分		年 度	令和3～4年度
初回接種	1回目（6か月以上）		148,480
	2回目（6か月以上）		147,682
	3回目（6か月～4歳）		163
追加接種	3回目（5歳以上）		121,741
	4回目（12歳以上）		82,299
	5回目（12歳以上）		41,748

健
こ
ど
も
康

医薬・感染症・疾病対策（保健医療課）

1. 医療従事者等の免許申請受理事務

厚生労働大臣又は鳥取県知事が交付する免許について、新規申請、書換え交付申請、再交付申請等を受理。

〈医療従事者免許申請受理件数〉

(単位：件)

看護師	保健師	薬剤師	理学療法士	准看護師 (知事)	助産師	作業療法士
252	46	25	23	13	4	33
臨床検査 技師	医師 歯科医師	視能訓練士	診療 放射線技師	管理栄養士	栄養士 (知事)	計
14	35	1	2	23	40	511

2. 医事・薬事に係る許認可等

病院、診療所、薬局、医療機器販売業等の許可、届出の受理等

<病院・診療所>

(単位：施設、件)

区 分	病院・診療所 の変更許可	病院の 使用許可	診療所の 開設許可等	診療所の 休・廃止	年度末登録総数	
					病 院	診 療 所
鳥取市	9	4	7	18	12	252
4 町	6	4	0	1	2	39

<薬局等>

(単位：施設、件)

区 分		新規許可・ 届出	許可更新	変更届	廃止届	年度末 登録総数
薬 局	鳥取市	16	13	207	6	290
	4 町	0	2	6	0	10
卸売販売業	鳥取市	1	6	16	2	25
	4 町	0	0	0	0	0
店舗販売業	鳥取市	6	6	107	5	126
	4 町	0	1	16	0	17
高度管理医療機器販売業・貸与業	鳥取市	22	39	71	10	145
	4 町	1	5	0	0	6
管理医療機器販売業・貸与業	鳥取市	54		65	11	130
	4 町	24		5	0	29

3. 医療相談

医療安全支援センターによる医療相談対応を行う。

<医療相談件数>

(単位：件)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
鳥 取 市	0	1	1	1	3
不 明 (匿 名)	8	22	11	9	50
計	8	23	12	10	53

4. 感染症・疾病対策

(1) 感染症の発生の届出、報告及びまん延防止対策

疫学調査等を実施し、感染拡大を早期に防止するとともに、感染予防のための健康教育や啓発を行う。

<感染症（結核を除く）の発生等の状況>

(単位：件、人)

区 分		発生状況			疫学調査件数				集団 発生 件数
		報告 件数	患者 数	死亡 者数	調査 件数	調査 人数	検査 検体 件数	発見 患者 数	
新型 インフル 等	新型コロナウイルス感染症	53,686	53,686	92	-	-	69,934	53,686	-
3類	腸管出血性大腸菌感染症	5	5	-	5	23	23	0	-
4類	Q熱	1	0	-	-	-	1	0	-
4類	重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)	10	2	-	10	10	10	2	-

4類	日本紅斑熱	14	7	-	14	14	20	7	-
4類	ブルセラ症	1	0	-	-	-	1	0	-
4類	マラリア	1	1	-	1	1	1	1	-
4類	レジオネラ症	2	2	-	2	2	-	-	-
5類	アメーバ赤痢	2	2	-	-	-	-	-	-
5類	カルバベネム耐性腸内細菌感染症	4	4	-	-	-	-	-	-
5類	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1	-	-	-	5	-	-
5類	侵襲性肺炎球菌感染症	3	3	-	-	-	-	-	-
5類	水痘（入院例）	1	1	-	-	-	-	-	-
5類	梅毒	11	11	-	-	-	-	-	-
5類	百日咳	1	1	-	-	-	-	-	-
5類	麻しん	1	0	-	1	1	3	0	-
5類	風しん	1	0	-	1	1	3	0	-
5類	感染性胃腸炎	22	349	-	-	-	-	-	22
5類	A群溶血性連鎖球菌感染症	5	53	-	-	-	-	-	5
5類	RSウイルス感染症	10	153	-	-	-	-	-	10
5類	インフルエンザ	7	104	-	-	-	-	-	7
計		53,789	54,385	92	34	52	70,001	53,696	44

※集団発生件数は、内数。

<風しん抗体価検査> (単位：件)

区 分	件 数
保 健 所 検 査	12
医 療 機 関 委 託	162

(2) エイズ・性感染症の血液検査の実施と相談対応

<エイズ及び性感染症の相談・検査の状況> (単位：人)

区 分	エ イ ズ			梅 毒			クラミジア感染症			合 計 (延べ人数)			
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
相談	電話	7	2	9	8	1	9	5	2	7	20	5	25
	来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(迅速検査再掲) 検 査	(0)	(0)	(0)	76	39	115	69	37	106	220	115	335	

(3) 結核対策

<結核登録者の状況> (単位：人)

区 分	本 年 度 中 登 録				本 年 度 中 登 録 除 外						年 度 末 登 録 数
	新 規	再 登 録	転 入	計	観 察 不 要	死 亡	転 症	転 出	そ の 他	計	
鳥取市	13 (4)	1 (0)	1 (0)	15 (4)	12	5	1	2	1	21	26
4 町	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	1	1	0	0	0	2	8

注 () 内には、LTBI (「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者) を別掲。

<結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況>

(単位：人)

区分	実施機関名	受診人員	ツベルクリン反応	胸部エックス線撮影者数	結核菌検査者数		I G R A検査者数	被発見者数	
					とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健康診	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	53	0	21	2	2	37	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	53	0	21	2	2	37	0	1
・実対象者数：35人 実受診者数：33人 ・受診率：94%									
結核登録者精密検査	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	28	0	28	1	1	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	28	0	28	1	1	0	0	0
・実対象者数：24人 実受診者数：20人 ・受診率：83%									
計	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託	81	0	49	3	3	37	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	81	0	49	3	3	37	0	1
・実対象者数：59人 実受診者数：53人 ・受診率：89%									

(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況 (単位：件)

区分	相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)
鳥取市	4	25 (22)
4 町	3	12 (12)

(単位：件)

区分	肝炎治療特別推進事業		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	
	肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・インターフェロンフリー・核酸アナログ製剤治療費申請件数	参加証交付件数 (新規件数再掲)	償還払件数
鳥取市	288 (34)	1	2 (2)	0
4 町	77 (9)	0	0 (0)	0

5. 難病等の患者の状況

(1) 医療受給者証所持者の状況

(単位：人)

区分	特定医療費(指定難病)医療受給者証所持者数	小児慢性特定疾患医療費医療受給者証所持者数	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証所持者数
鳥取市	1,578	208	8
4 町	341	28	1

※令和5年3月31日現在

(2) 難病患者の支援

難病患者やその家族が安心して療養生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援する。

<指導・相談対応件数>

(単位：件)

区 分	訪問指導	来所相談	電話相談
鳥 取 市	12	5	13
4 町	4	1	2
不 明	0	0	0

<難病事業の実施状況>

区 分	回数・内容	延人数
難病患者医療相談会	内容：難病患者及びその家族に対し、病気や療養生活に関する正しい知識を提供するとともに、交流の場を設ける ※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、実施なし	/
訪 問 指 導 事 業	内容：在宅難病患者の自宅へ、専門職（医師、看護師、理学療法士等）を派遣し、患者および家族に対して療養指導を行う	-
神経難病在宅支援連絡会	内容：講演、事例検討等 参加機関：約30（保健・医療・福祉の関係機関） ※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、実施なし	/
在宅難病患者一時入院	内容：在宅難病患者が、家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるように入院受入体制を整備	-

健
こ
ど
も
康

精神保健事業（保健医療課心の健康支援室）

1. 精神保健相談

心の健康や精神疾患等について、家庭訪問、所内面接、電話等により相談、支援を行う。

<精神保健相談の状況>

(単位：人)

区 分	訪問指導		面接相談		電話相談（延）
	実人員	延人員	実人員	延人員	
鳥取市	69	164	59	126	468
4 町	9	16	1	6	120
その他	2	18	2	3	38

2. ひきこもり対策推進事業

ひきこもり状態にある人又は家族を対象に、個別面接や家庭訪問を行う。

家族を対象に、情報交換や交流の場としての家族教室を行う。

<家族教室> 実施回数：10回 参加者数：実人数 23人（21家庭）、延人数 28人（27家庭）

3. アルコール・薬物・ギャンブル等依存症支援事業

家族のアルコール・薬物・ギャンブル等関連問題でお困りの家族を対象に、家族教室を行う。

アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題に関する相談に、精神科医師、相談支援コーディネーター

(看護師、精神保健福祉士)による個別相談を行う。

<家族教室> 実施回数：10回 参加者数：実人数 24人、延人数 54人

<専門相談> 実施回数：6回 相談者数：延人数 6人

4. 地域自死対策強化事業

不眠をはじめとする心の健康に対する悩みに対して、電話や訪問等で個別相談を行う。

企業・団体を対象としたメンタルヘルス出前講座及びメンタルヘルス研修を行う。

<メンタルヘルス出前講座> 企業 実施回数：11事業所 参加者数：245人

<新入社員向けメンタルヘルス研修会> 実施回数：1回 参加者数：37人

5. 障がい者社会参加支援事業

在宅の精神障がい者の交流の場として、デイケアを行う。

家族を対象に、学習や交流の場として家族教室等を行う。

<デイケア> 実施回数：59回 参加者数：実人数 28人、延人数 214人

<家族会、家族教室> 実施回数：63回 参加者数：延 717人

食品衛生事業 (生活安全課)

1. 食品衛生指導事業

(1) 食品衛生監視指導

食品衛生法第24条に基づき、令和5年3月に鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町）を対象とした「令和5年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画」を策定した。

この計画により、食中毒リスクの高い施設に重点を置いた監視指導の実施及び食品表示の適正化のほか、平成30年に改正された食品衛生法に基づくHACCP※の制度化により、HACCPに沿った衛生管理を継続できるように支援することとしている。

※HACCP・・・事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法をいう。

令和4年度監視指導の状況

監視・検査 施設数	違反等件数		処分等件数		
	施設数	件数	告発	処分	文書指導
2,766	12	12	0	0	12

(2) 食品営業許可

食品衛生法施行令第35条に規定する営業許可を要する施設に対し、鳥取県食品衛生条例に規定する施設の基準に合致するかどうか調査・確認を行い、適合する施設に対し、営業許可を行う。

また、届出対象営業及び営業許可の対象とならないもので、バザーなど行事等に付随して一時的に施設を設け、反復継続しない範囲で簡易な飲食物を提供する行為（営業類似行為）を行う場合の届出の受理、衛生指導を実施する。

(3) 食品等事業者への教育

食品等事業者における自主衛生管理の意識向上のため、施設において衛生管理を担う者を対象とした衛生教育（食品衛生責任者講習会）を実施する。

(4) 食品衛生啓発

①消費者向け講習会の実施

消費者団体等を対象に職員が講師となって食品安全に関する講習会等を開催し、正しい知識を習得する機会を提供する。

②食品衛生月間のイベント開催

食中毒のリスクが高くなる8月を食品衛生月間として、消費者の食の安全への関心を高め、食中毒防止の知識向上を図るため、手洗い講習会などのイベントを実施する。

(5) 食中毒防止事業

①食中毒への対応

食品を起因とする健康被害（疑い含む。）が発生した際、被害の拡大防止・再発防止を図るための調査及び必要な措置を講じる。

[調査の内容]

- ・ 診察した医師及び患者からの聞き取り調査
- ・ 関係施設における聞き取りと現地調査
- ・ 関連する検体の採取と検査情報の収集

調査により、食中毒の原因究明を行うとともに、被害拡大の防止や再発防止のための的確で迅速な対応（行政処分、衛生教育等）を行う。

②消費者及び食品等事業者に対する啓発

- ・ 食中毒注意報の発令
- ・ 食中毒パンフレットの作成・配布

(6) 食品の収去検査

収去検査とは、食品衛生法又は食品表示法に基づき、食品衛生監視員が食品の製造施設や販売施設から食品や添加物、容器包装などを採取し、検査することをいい、主なものとして以下のものがある。

①規格基準等

鳥取県東部圏域において、食品製造及び販売施設で製造・販売されている食品等が国の定める基準等に適合しているかを確認する。

②残留農薬等

鳥取県東部圏域において、生産・採取し、流通する農畜水産物について、食品汚染物質（農産物の残留農薬、米及び魚介類の重金属、畜産物の動物用医薬品）の検査を実施する。

2. 適正な食品表示の推進事業

国、県又は消費者からの情報提供等に基づき、食品製造業者及び販売業者への立入検査を実施し、表示違反については改善指導を行うほか、食品衛生監視指導の立入検査に併せた食品表示の確認、食品等事業者からの相談対応により食品表示の正しい知識の普及を図り、適正化の推進に努める。

動物愛護業務（生活安全課）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例（平成29年鳥取市条例76号）並びに鳥取県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）に基づき、「動物愛護の推進」及び「動物の適正飼養・管理の推進」を図り、人と動物との調和のとれた共生社会を目指し、致死処分数の減少につなげる施策を展開する。

－動物の収容・譲渡頭数の状況－

【犬】

（単位：頭）

収 容			返 還	譲 渡	処 分	死体収容
抑留・捕獲	引取り	保護				
27	3	0	16	13	1	0

（令和4年度）

【猫】

（単位：頭）

収 容		返 還	譲 渡	処 分	死体収容	その他 処分
保護	引取り					
23	24	0	27	11 ※ (6)	4	1

※処分の括弧内は、収容後に死亡した頭数（令和4年度）

1. 飼い犬の登録及び狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び注射済票の交付を行っている。

飼い犬の登録を推進するとともに、4月と6月に各地区公民館等を鳥取県獣医師会の獣医師と巡回して集合注射を実施している。平成25年度より、飼い主の利便性を高め、注射済票の交付率向上を図るため、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付業務の一部を鳥取県獣医師会指定の動物病院に委託している。

※令和4年度は新型コロナウイルス拡大防止の観点から集合注射を中止した。

－狂犬病予防の状況－

（単位：件）

登録申請数	登録頭数	予防注射済票交付数			犬の死亡 届出件数
		集合注射	動物病院等	計	
814	6,655	0	5,466	5,466	532

（令和4年度）

2. 地域猫活動等支援事業

飼い主のいない猫の頭数が多く、不妊去勢手術助成事業では対応が困難なケースについて、本市が不妊・去勢手術を実施した後、地域で猫を管理してもらう地域猫等活動支援事業を実施している。

【動物診療棟の概要】

所 在 地	鳥取市吉方町二丁目554番地1（旧たなか動物病院）
構 造	鉄骨造2階建（借受部分 1階及び駐車場）
延 床 面 積	206.7㎡（1階部分 101.4㎡、駐車場 54.6㎡）

[令和4年度実績] 実施地区 7地区 手術頭数 45頭

3. 野良猫不妊・去勢手術費補助事業

飼い主のいない猫の繁殖を抑制する対策として、不妊去勢手術に要した費用の7割を助成している。
(上限1万円)
令和4年度実績：126頭

4. 動物愛護センター機能支援事業

(1) 動物愛護センター機能委託

動物の愛護及び管理に関する法律第35条に基づき、(公財)動物臨床医学研究所が設置した「人と動物の未来センター“アミティエ”」を本市の動物愛護管理センターとして位置付け、市が収容した動物を一定数譲渡し、中長期的な飼養、健康管理、治療、不妊去勢手術、終生飼養者への譲渡及び普及啓発活動等の機能を委託している。

【人と動物の未来センター“アミティエ”の概要】

運 営 主 体	公益財団法人動物臨床医学研究所 (鳥取県倉吉市八屋214-10)
開 所 日	平成25年9月21日
場 所	鳥取県倉吉市下福田706-127
建 物 面 積	本館 約330㎡ 研修棟 約180㎡
敷 地 面 積	約16,000㎡ (ドッグラン含む)
備 考	平成26年4月1日鳥取県と提携 (県動物愛護センターとして位置付け) 平成30年4月1日 (市動物愛護センターとして位置付け)

(2) 動物愛護センター施設費補助金

「人と動物の未来センター“アミティエ”」の、市の動物愛護センター機能の維持に係る施設及び設備に対する資本的支出及び修繕又は改良に要する経費に対し、2分の1以内の範囲で補助を行う。

5. 動物愛護管理推進事業

(1) 犬管理所の維持管理

鳥取県の犬管理所(犬及び猫の収容施設)を無償で借り受け、県東部圏域で収容・引取りした犬及び猫を返還・譲渡するまでの一定期間、飼養・管理するため施設を適正に維持管理している。

【犬管理所の概要】

所 在 地	鳥取市松並町三丁目139-4
敷 地 面 積	452㎡ (雑種地)
構 造	鉄筋コンクリート造1階
建 物 面 積	110.89㎡
収容可能頭数	成犬：6頭 子犬及び成猫：11頭
運 用 開 始	平成3年3月

(2) 動物福祉推進事業

鳥取県東部圏域で、動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及を図り、動物福祉の向上を目指す動物福祉啓発活動及び市登録譲渡ボランティアによる市保健所が収容した犬猫の譲渡活動に対して補助を行っている。

【事業内容】 ①動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を図り、動物福祉の向上に

取り組む事業

②市から犬・猫を譲り受け、新たな飼い主を探す活動

- 【補助対象者】 非営利公益活動団体、地域住民組織、公益法人、市登録譲渡ボランティアなど
- 【補助対象経費】 会場使用料、広告宣伝費、手術費、ワクチン代、投薬代、事務経費など
- 【補助率】 1／3～1／2

(3) 動物取扱業の登録申請届出受理等

動物取扱業の登録、動物取扱業者に対し飼養施設の状況、動物の管理の方法について報告を求め、又は必要に応じて立ち入り検査を行っている。

動物の愛護及び管理に関する法律の遵守による動物取扱業者の水準向上を図るため、動物取扱業責任者研修を実施している。

(4) 特定動物の飼養許可関係等

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物の飼養又は保管の許可及び許可施設に対する監視指導等を実施している。

(5) 動物愛護週間イベントの開催

動物の愛護及び管理に関する法律で定められた動物愛護週間（9月20日～9月30日）を広く周知し、市民の動物愛護精神の向上を図るため、関係団体と連携したイベント等を開催している。

(6) 飼い主への指導・啓発

動物の遺棄・虐待防止の指導・啓発を行う。

(7) 他団体等との連携

鳥取県や鳥取県獣医師会等の関係団体と協力の上、動物愛護に関するポスター、リーフレットの掲示、配布及びマスメディアを利用した広報、市ホームページなどによる普及啓発を行っている。

(8) その他の取り組み

犬管理所に収容されている動物のことを知り、動物とのふれあいを通じて思いやりや命を尊重する心を育て、動物を愛護することの大切さを学んでもらう目的で、犬管理所の見学会の開催及び、収容動物の譲渡促進に繋げる犬猫譲渡会を開催していたが、新型コロナウイルス拡大防止の観点から令和2年度よりYouTubeを活用した譲渡事業を行っている。